

## ◆資料2（説明要旨等）

- ・県における監査で、工夫している点が3点
- ・1点目としては、体制として、「管理運営」で1人、「会計」で1人の二人で実施するため、検査会場には、事前に机を2つ用意していただき、机の上には、事前に「自主点検調書」で明記されている「確認書類」を置いておいてもらうことで、当日、効率的に実施し、半日で終了させている。
- ・2点目としては、「管理運営」の担当検査員は、事前にワムネット等で、公表すべき書類が全て公表されているか確認しておくとともに、その中の「現況報告書」を見て、理事会や評議員会の開催状況はどうなっているか、例えば、理事会における各理事の出席は当然のこと、さらに、監事全員が、全部の理事会に出席しているか、評議員会には評議員全員が出席しているのか等、法人改革で求められている取組の内容（組織ガバナンスの強化等）を事前に確認している。
- ・3点目としては、「会計」の担当検査員も同様に、ワムネット等で公表されている計算書類を見て、事前に、数値の整合性について、「計算書類チェック表」を使用して確認をするとともに、社会福祉法人会計基準により、資産及び負債等の状態を明瞭に表示することになっていることから、公表されている書類を見てどうなっているのか、例えば、「貸借対照表」において、積立金については、積立ての目的を示す名称となっているか等、法人改革で求められている運営の透明性の確保に関して、公表された書類が、見る側にとって、わかりやすく、透明性を確認できる内容になっているか等、事前に確認している。

## ◆資料3（説明要旨等）

- ・参考までに、今回、事前に質問があった事項について、県における対応状況を資料3に添付
- ・特に、資料2と同様（法人改革の推進の観点から対応している）、例えば、関係書類の公表については、公表すること自体が目的ではなく、法人運営の透明性を確保することが目的であることから、実際に、評議員や、理事長、理事、監事の報酬が、見る側にとって、結果として、具体的にわかる内容になっているか否かポイント（必要）になる。